

## シンボルマーク「男鹿ツバキ」使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、シンボルマーク「男鹿ツバキ」（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

（使用目的）

第2条 シンボルマークは、男鹿市の観光振興等に資するために使用するものとし、使用にあたっては、“女性が心ひかれる男鹿”の信用、品位、価値及びイメージを高め、もって男鹿のブランド力が向上するよう努めるものとする。

（使用対象）

第3条 シンボルマークを使用できる対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 男鹿市のイメージアップに資する物品、建物、工作物等
- (2) 男鹿市のイメージアップに資する印刷物、ウェブサイト等
- (3) 前2号に挙げるもののほか、男鹿市のイメージアップに資すると判断されるもの

（使用承認の申請等）

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、シンボルマーク「男鹿ツバキ」使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して男鹿市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道及び広報の目的で使用する時又は市長が適当と認めたときは、口頭による届出をもって、当該申請書の提出にかえることができる。

（使用承認）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用を承認するものとする。

- (1) 男鹿市の品位を損ねるおそれがあると判断した場合
- (2) 他の類似品と比べて著しく高額であるなど、消費者に不当な損害を与えるおそれがあると判断した場合
- (3) 公序良俗に反する製品など、男鹿市の信用及びイメージを失墜させるおそれがあると判断した場合
- (4) その他市長がシンボルマークの使用が不適当であると判断した場合

2 市長は、使用を承認するときはシンボルマーク「男鹿ツバキ」使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当する場合にはシンボルマークの使用を不承認とし、シンボルマーク「男鹿ツバキ」使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（承認事項の変更）

第6条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更がある場合は、シンボルマーク「男鹿ツバキ」使用承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認については、前条の規定を準用する。

（使用料）

第7条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

（使用の期間）

第8条 シンボルマークを使用できる期間は、承認された日から起算して2年間とする。

2 使用者は、前項の使用承認期間の満了後も引き続きシンボルマークを使用しようとするときは、シンボルマーク「男鹿ツバキ」継続使用届出書（様式第5号）を使用承認期間満了の日の1月前までに市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の届出により使用の継続を承認するときは、シンボルマーク「男鹿ツバキ」継続使用承認通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

（遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) デザインガイドラインに定められた使用方法を遵守すること。
- (2) 承認を受けた用途以外に使用しないこと。
- (3) 商標法等の関係法令を遵守し、自己の商標及び意匠とするなど独占的に使用しないこと。

（承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したと判断されるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、シンボルマーク「男鹿ツバキ」使用承認取消通知書（様式第7号）により、使用者に通知するものとする。

（無断使用への対応）

第11条 第5条の承認を受けないで、シンボルマークが使用されたときは、市長は無断で使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

（事故、苦情等の処理）

第12条 シンボルマークの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。